

平成29年6月27日

東京都知事 殿

東京都精神障害者共同ホーム連絡会

代表 渡辺 智生



要 望 書

(要望趣旨)

平素より、精神障害者の自立と社会参加の促進並びに地域生活援助に対して、ご尽力を賜り深謝申し上げます。

今年度は、障害者総合支援法の改正及び報酬改定の検討が具体化し、さらに、昨年7月に発生した相模原市の障害者殺傷事件をきっかけに、精神保健福祉法の改正も検討されています。また、職員の確保・定着・育成など人材の問題も顕在化してきています。

精神障害者の住まいや暮らしをよりよいものにすべく、各事業所及び協会としても、事業の推進に努めていきますが、都としても、関連する施策をさらに拡充していただきたく、以下の項目について要望致します。

(要望項目)

1. グループホームの事業費等について

平成30年度のグループホーム及びそれに関連する事業（※）の事業費並びに施設借上費は現行水準を下回ることがないようにしてください。

※グループホーム事業、宿泊型自立訓練事業、ショートステイ事業、単身生活サポート事業、地域ネットワーク事業

2. 要領や制度の制定、解釈の変更等について

新たな制度の作成、変更等に際しては事前に協会と協議するようにしてください。特に障害者総合支援法の改正に伴う都制度の変更や昨年度の回答で退居者支援として活用できるのではないかとされた「自立生活援助」については、協会と情報交換等を行い、実態に即した、より充実したものとなるようにしてください。

3. 支給決定に要する期間、及び障害支援区分判定の自治体間格差について

グループホーム利用開始時に障害支援区分の認定とサービス等利用計画の作成を行うことになったため、支給決定に要する期間が以前よりも長くなっています。なかには申請から2か月かかったケースもあり、通過型の空室保障の3ヶ月を超えてしまうことが起こっています。支給決定までにかかる期間（区分判定、計画作成等）を短縮できるようにしてください。

また、区分判定に関して昨年度にも要望いたしましたが、いまだに「身体介護が必要がない」ということを理由に区分判定がされない自治体があります。都において各自治体の実態把握をするとともに、実態に即した判定がされるよう働きかけてください。

4. グループホーム活用型ショートステイ事業について

グループホーム活用型ショートステイ事業は、精神科病院からの利用、要望が年々高くなっています。今後東京都の地域移行を進めていく上で重要な事業であると思われます。平成30年度以降も、長く継続して実施してください。

5. グループホーム地域ネットワーク事業について

グループホーム地域ネットワーク事業は、実施しているところがわずかしきありません。本事業の利用のしにくさは、事業所からも区市町村からも指摘されています。実状に合わせ、グループホームにとって有効なネットワークの構築が促進されるような事業に改善してください。